

京都市告示第 241 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内のメインプール及び飛び込みプールを供用しない日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成20年8月29日

京都市長 門川 大作

平成20年9月29日（月）から平成20年10月31日（金）までを、メインプール及び飛び込みプールを供用しない日に加える。

（理由）

メインプール及び飛び込みプールからアイススケートリンクへの転換工事を行うため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）